

# 西条市農業委員会 令和2年度 第3回総会 議事録

1. 日 時 令和2年6月5日（金） 午後2時00分から午後2時50分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 21名 欠席者 3名 出席率 87.5%

推進委員 出席者 1名 欠席者 1名 出席率 10%

※新型コロナウイルス感染症対策のため農業委員のみの開催

## ○農業委員出席者氏名

会 長 8番 加藤 茂

会長代理 11番 渡邊 敏昭

委 員 1番 高橋 悟 12番 越智 兼正 22番 戸田 博明

2番 明比 典正 13番 山田 好一 23番 真鍋 美鈴

3番 徳増 靖記 14番 村上 繁敏 24番 高橋 忠親

4番 加藤 武司 16番 伊藤 健一

6番 白石利恵子 17番 青野 武

7番 西原 昇 19番 玉井 一男

9番 長谷川孝師 20番 佐伯 祐介

10番 一色 司 21番 玉井 明

## ○欠席者氏名

5番 松本 義之 15番 山内 隆 18番 佐伯 賢造

## 5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について

議案第5号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について

議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

議案第7号 農地法第3条第2項第5号の規定による「別段の面積」の設定について

議案第8号 令和元年度西条市農業委員会事業報告について

議案第9号 令和2年度西条市農業委員会事業計画（案）について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	青野栄一	東予分室長	松木淳
事務局次長	田口剛洋		
事務局主査	渡邊龍也	事務局副主査	越智史郎

## 7. 議事内容

事務局  ただ今から、令和2年度 第3回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

事務局  まず、コロナウイルスの関係で、緊急事態宣言も解除されました。6月から屋内イベントをこれまでの50人以下から100人以下に緩和をされました。収容定員の50%以下という条件が付いておりまして、3密を避けるという観点からも会長とも相談の上、引き続き今回も農業委員のみの開催とさせていただきましたので、御理解をお願いします。

はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

会 長  【会長挨拶】

事務局  ありがとうございました。それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしくお願いいたします。

【会長、議長席に着く】

議 長  それでは、ただ今から、令和2年度 第3回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議 長  まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。  
加藤 武司 委員、白石 利恵子 委員の両委員にお願いいたします。欠席届が、松本 義之 委員と山内 隆 委員から出ております。ただいまの出席農業委員数は、21名であります。農業委員会

等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

議長 書記については、事務局の渡邊、越智の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

#### 農地法 第3条 関係

議長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案内容について、事務局から説明をいたします。

事務局 事務局の田口です。よろしく申し上げます。  
失礼して、着座にてご説明させていただきます。  
4ページをお願いいたします。

47号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

48号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

49号は、〇〇の〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇の〇〇氏、外1名から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

50号は、〇〇の〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

51号は、〇〇の〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

52号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

53号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

54号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

55号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏、外2名から、贈与を受けようとする申請であります。

56号は、取り下げ申請が提出されております。

57号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

58号は、〇〇の〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

59号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

60号は、〇〇の〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

以上、13件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

60号は新規就農者であり、面接を行いましたので、地区委員から報告します。

地区委員 今回の新規就農希望者につきまして、5月15日に丹原総合支所において面接を行いました。面接を行ったのは、渡部靖 委員及び私、渡邊です。当案件の申請人は〇〇の〇〇氏、47才であります。〇〇氏は〇〇の〇〇建設の代表取締役です。土木建設業は年間を通して仕事量に差があり安定していないため、その時期を利用し、〇〇の農地、4,803㎡を買い受け、就農しようとするものです。予定している作目は、柑橘類です。今後は知人に指導を仰ぐそうです。なお、申請地は耕作放棄地になっており、所有者から手放したいという話があり、〇〇氏が昨年末から草刈等を行っております。

その他、農業委員として西条市での営農等について指導し面接を終了しました。〇〇氏の就農及び農地の取得については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。以上で報告を終わります。

議長 以上13件であります。地元の委員さんから意見をいただきましたと思います。47号から報告をお願いします。

地区委員 47号 問題ありません。

48号、49号、50号、51号 問題ありません。

52号 問題ありません。

53号、54号 問題ありません。

55号 問題ありません。  
57号 問題ありません。  
58号、59号 問題ありません。  
60号 問題ありません。

議長 他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

『異議なし』ということですので、以上13件を原案どおり許可することといたします。

#### 農地法第4条関係

議長 次に、7ページ、議案第2号 農地法 第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。議案内容を、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。  
8ページをお願いいたします。

7号は、〇〇の 〇〇 氏外1名 が賃貸共同住宅を建設しようとする申請でございます。

以上1件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 以上、1件であります。地区委員からご意見・ご異議をいただきたいと思っております。

地区委員 7号 問題ありません。

議長 他に、ご意見・ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。「異議なし」ということですので以上1件を、原案通り承認することとし、知事に進達いたします。

## 農地法第5条関係

議 長 次に、9ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。

26号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

26号については、農地法の手続きをすることなく、隣接する宅地への通路用地として一部利用されており、申請人からは、農地法違反を反省するとともに、「以後このようなことがないように致し」たいとの始末書が提出されております。

27号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

28号は、〇〇の 〇〇株式会社 が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設及び露天資材置場に転用しようとする申請でございます。

29号は、〇〇の 株式会社〇〇 が、〇〇の 〇〇氏、外2名 から所有権移転を受け、作業場及び資材置場に転用しようとする申請でございます。

30号は、〇〇の 〇〇 が、〇〇の 〇〇氏から 使用貸借権設定を受け、賃貸共同住宅を建設しようとする申請でございます。

31号は、〇〇の 株式会社〇〇 が、〇〇の 〇〇氏外1名 から 所有権移転を受け、3区画の宅地分譲をしようとする申請でございます。

32号は、〇〇の 株式会社〇〇 が、〇〇の 〇〇氏から 所有権移転を受け、賃貸共同住宅を建設しようとする申請でございます。

33号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から 使用貸借権設定を受け、宅地への進入路拡幅をしようとする申請でございます。

34号は、〇〇の 〇〇株式会社 が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

35号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から 所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

36号は、〇〇の 株式会社〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏外2名から 所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

以上11件、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 以上、11件について、ご審議をお願いします。  
それでは、26号から順次ご意見を地元の委員さんからお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

地区委員 26号、27号 問題ありません。  
28号 問題ありません。  
29号、30号、31号、32号 問題ありません。  
33号 問題ありません。  
34号 問題ありません。  
35号 問題ありません。  
36号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、11件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

#### 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について

議 長 次に、13ページ、議案第4号、農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について を議題といたします。  
議案内容を、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。14ページをお願いいたします。

2号は、〇〇の 有限会社〇〇 が、平成26年1月の総会にてご審議いただき、進達・許可された案件ではありますが、各区画の敷地面積を見直し、当初計画の4棟から3棟に事業内容を変更しているため、変更承認を受けようとするものです。

以上、1件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上、1件ではありますが、委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 異議なし。

議 長 その他異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上、1件を原案通り承認することとし、知事に進達いたします。

#### 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について

議 長 次に、15ページ、議案第5号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について を議題といたします。  
議案内容を、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。  
16ページをお願いいたします。

3号は、〇〇の 〇〇 氏が、申請地をキウイフルーツ団地化の区域とするため、農用地区域、いわゆる青地へ編入しようとする申請でございます。

以上、1件ご審議よろしくお願ひします。

議 長 以上のような内容ですが、よろしくご審議お願ひいたします。  
委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 異議なし。



議 長 その他異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定について

議 長 次に、19ページ、議案第6号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、を議題といたします。  
議案内容を、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。  
20ページをお願いいたします。

件数が多いため、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。  
詳細につきましては、議案書21ページから82ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、422件、面積は、126万241.55 m<sup>2</sup>となっております。  
そのうち、所有権移転は、8件、面積は、17,177.00 m<sup>2</sup>となっております。以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
今月は非常に件数が多い月ですが、62ページの3233号は新規就農者であり、面接を行っており、地区委員さんから報告をお願いします。

地区委員 今回の新規就農希望者につきまして、5月15日に東予総合支所において面接を行いました。面接を行ったのは、山内隆委員及び私、渡邊です。当案件の申請人は〇〇の〇〇氏、40才であります。〇〇氏は、3年前から父の農作業を手伝っており、今回、〇〇の農地、1,885

m<sup>2</sup>を利用権設定で借り受けて、就農しようとするものです。予定している作目は、水稻とチンゲン菜です。今後は、父の指導も受けながら、経営規模を拡大していくそうです。

その他、農業委員として西条市での営農等について指導し面接を終了しました。〇〇氏の就農については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議 長 以上のような内容ですが、委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農地法第3条第2項第5号の規定による「別段の面積」の設定について

議 長 次に、議案書83ページ、議案第7号 農地法第3条第2項第5号の規定による「別段の面積」の設定について、内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。83ページ、84ページをお願いします。

議案第7号 農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定めようとする「別段の面積」の設定についてご説明いたします。

農地の権利取得における下限面積につきましては、法定の面積として、北海道を除く都府県では50アールとされており、地域の実情に応じて農業委員会の判断で引き下げることが可能となっております。

この「別段の面積」は、農地法施行規則第17条第1項第3号により、設定区域内においてその定めようとする面積未滿の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供してい

る者の総数のおおむね百分の四十（40％）を下らないように算定されるものであること。」との規定されております。

本市では、平成27年度に別段面積を「西条市全域で40アール」と設定しておりますが、農地法30条の規定による利用状況調査に基づき「別段の面積」の設定および修正の必要性について、ご審議をお願いするものです。

お手元の資料（令和2年度 別段の面積の基準（農地法施行規則第17条））をご覧ください。

この資料は、農家基本台帳を基に経営耕地面積ごとに分類した農家数等に補正を加えたものです。具体的には、右から3列目の補正值の欄ですが、以前の農業委員の選挙資格が経営耕地面積10a以上であったことから、それを踏襲し、別段の面積10a（0.1ha未満）の農地面積に該当する農家戸数は、農家基本台帳の5,327戸に対して0戸としております。

次に、農林業センサスにおいて調査対象となる露地野菜作付面積は15a以上でありますので、別段の面積20a（0.1haから0.2ha未満）の農地面積に該当する農家戸数は、農家基本台帳の2,009戸に対し、その2分の1に補正し、1,005戸としております。

以上のような補正を行った結果、「別段の面積」が40aでは、農地を耕作する戸数が全体戸数の41.5％を占めており、農地法施行規則第17条第1項第3号で規定する「おおむね40％」に該当することから、引き続き、西条市全域で別段面積を40aに設定しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

議 長     ただ今、事務局が説明した内容ですが、ご審議をよろしくお願ひします。委員の皆様から質問・ご異議等ございませんでしょうか。

議 長     ございませんでしょうか。

先程、事務局が説明した内容ですが、平成26年度までは、全国で一律50aを対象としておりましたが、西条市の場合、平成27年度に10a減らして40aが下限面積として設定しております。

他にご意見ございませんでしょうか。

委員一同     異議なし。

議 長     異議なしということで原案とおひ承認いたします。

## 令和元年度西条市農業委員会事業報告について

議長 続きまして、議案書の冊子が変わります。議案書その2の2ページ、議案第8号 令和元年度西条市農業委員会事業報告について、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、別冊で配布しております、議案書（その2）をお手元にご用意ください。

「令和元年度西条市農業委員会事業報告について」概要を簡単に説明させていただきます。

総会議案書 その2 3ページをお願いします。

令和元年度は 組織活動体制の整備を進めるとともに、総会を始めとする、各種会議を開催し、議案の審議はもとより、諸問題への迅速な協議・対応を行うなど、農業委員会の円滑な運営に努めました。また、視察、研修により委員相互の連携と協調をはかり、相互研鑽と資質の向上に努めました。第2 会議に関する事項につきましては、昨年度開催した、総会、全員協議会、役員会、研修等の内容をまとめたものでございます。

次に5ページをお願いします。第3の遊休農地対策ですが、1,880筆、146haを対象に、農地パトロールを実施し、遊休農地面積、約13.1haの改善が見られました。

第4 農地法等の申請による新規就農の面接につきましては、7件実施いたしました。委員の皆様におかれましては、新規就農者への、農業指導、育成等、今後ともよろしくお願いいたしたいと思っております。

第5 和解の仲介は、ございませんでした。

続きまして7ページ、事務処理状況でございます。

農地法第3条の権利の移転関係からでございますが、383筆、約33.7haの権利移動が行われました。

次に8ページ、農地法第4条、5条の転用の関係でございます。4条が24件 約1.4ha、5条が 176件 約14.6haとなっております。

目的別の転用状況は、4の表のとおりとなっております。4条5条合わせまして、200件、約16haの転用がなされております。

次に、9ページでございます。第2 利用権設定等の状況ですが、新規契約と更新された件数、面積それぞれ合わせまして、1,914

件、約598haとなっております。

次に、第3 認定農業者ですが、個人512名、共同体10団体、法人79法人、計601経営体が認定農業者となっております。

続きまして 第4の農業者年金に関する事項でございますが、受給者数が452名、待機者数が49名となっております。10ページから11ページは、農業委員会関連の1年間の会議等の状況等を記載しておりますのでお目通しいただけたらと思います。

続きまして、12ページ 令和元年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてご説明いたします。先ほどの事業報告と説明が 重なるところがございますので異なるところのみを抜粋し、説明させていただきます。

12ページについては昨年度末の農業委員会の状況でございます。13ページ、担い手への農地の利用集積・集約化についてでございます。1の現状でございますが、これまでの集積面積2,837ha 集積率は、49.6パーセントとなっております。2の目標面積は、市の農業経営基盤促進に関する基本構想を参考にしており、2,966haの集積実績となっております。3の目標の達成に向けた活動ですが 農地の意向確認調査を踏まえ利用集積に向けた掘り起こしやあっせん活動に努めてきたところでございます。

次に、14ページ、新規参入の促進でございます。2の参入実績ですが、7経営体、2.6ヘクタールとなっております。3の目標達成に向けた活動の中にもありますように、農業関係団体による農家相談会や、遊休農地の情報の周知などを行っております。

続きまして、15ページ、遊休農地に関する措置でございます。1の現状でございますが、遊休農地面積は157ha 率にしまして、2.7%となっております。次に、16ページ、違反転用の現状につきましては1.57ヘクタールとなっております。

続きまして18ページ3 農地所有適格法人でございます。農地法6条により、農業生産法人は、毎年「事業の実施状況、決算状況などを農業委員会に報告しなければならない。」と定められております。本市の農地所有適格法人は、現在、51法人となっております。

次に、4、情報の提供についてですが、賃借料情報については市ホームページや事務局窓口にて公表しております。また、調査対象における件数は、利用権設定の賃貸借契約を参考にしております。農家台帳上の整備につきましては、異動のあったものを中心に随時手入れを行っております。

なお、12ページから19ページまでの点検・評価につきましては、公表が義務付けられておりますので、本会でご承認いただけましたら、市HPにて、公表させていただきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。以上、簡単ではございますが、令和元年度西条市農業委員会事業報告についての説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から事業報告についての説明がありましたが、ご意見・ご異議等ございましたらお受けいたします。

ご意見・ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 「異議なし」でありますので、以上1件を原案とお承認することとします。

#### 令和2年度西条市農業委員会事業計画（案）について

議長 続きまして、令和2年度西条市農業委員会事業計画（案）について、内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

20ページをお願いします。令和2年度事業計画案でございます。重点事項等、要点を抜粋してご説明させていただきます。

1の基本方針ですが、本文、3行目から記載しておりますが、今年度も、3つの柱をもとに取り組んでまいります。

ひとつめは、担い手への農地の集積、集約化、二つ目は遊休農地の発生防止三つ目は 新規就農者の育成確保となっております。

2の重点課題ですが、(1)「農地中間管理事業の5年後見直し」を踏まえた、農超委員会組織体制の整備・強化に、取り組んでまいりたいと考えております。

(3)の、農地の集積と担い手確保・育成の推進、

(4)の農地利用の最適化に向けた取り組みの指導については、農業委員、関係各所との連携を一層密にし、取り組んでまいりたいと考えております。

(5)は、すでに取り組んでいただいております、1・1・1運動への取組みでございます。

(6)の遊休農地の解消対策ですが、そのひとつの方策として非農地判断に向けた取組みも推進したいと考えております。

3の農業委員会の活動方針及び事業内容は、昨年と同様ですので、後ほどお目通しいただけたらと思います。

続きまして 23ページ ここで、誠に申し訳ございませんが、活動計画の後ろに（案）が抜けておりますの、追加訂正をお願いいたします。それでは改めまして、令和2年度の農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてご説明いたします。

こちらにつきましては、毎年度計画を立て、それを評価して、また次年度の計画を作成という流れになっております。なお、本会におきましては、目標部分のみの説明とさせていただきます。

23ページは、令和元年度の農業委員会の現状となっております。後ほどご確認いただけたらと思います。

続きまして、24ページをお願いします。二つ目の表、2、集積の目標面積ですが、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を基に、年間60haの目標を上乗せした、2,966haとしております。一番下の表、新規参入の目標は、昨年度と同数の、4経営体、5haとしております。

次に25ページをお願いします。二つ目の表、2の遊休農地解消の目標面積ですが、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を基に、年間10haの解消を目標としております。遊休農地調査の方法は、基本的には前年度と同様で、前年度の資料を基に、違反転用への対応も兼ねまして、農地パトロールを実施したいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

遊休農地調査後の利用意向調査については、所有者に対し、貸す意志があるかどうかを確認し、貸し付け可能な農地については、あっせんや利用関係の調整が行われるよう支援するために、担い手、もしくは中間管理機構、集落法人等へ情報提供いたしたいと考えております。

最後になりますが、机上に別途配布しております用紙に今年度の事業計画の予定を記載しております。ご確認ください。なお、23ページから25ページまでの活動計画案につきましては、先ほどの点検・評価と同様に公表が義務付けられておりますので、本会でご承認いただけましたら、案の文字を削除した後市HPにて、公表させていただきます。

よろしくをお願いいたします。以上 簡単ではございますが、令和2年度事業計画案についての説明を終わらせていただきます。

議長 　ただ今、事務局から令和2年度西条市農業委員会事業計画（案）について、説明がありましたが、この案をご審議いたします。

委員一同 異議なし。

議長 「異議なし」でありますので、以上1件を原案とお承認することといたします。

報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

議長 85ページ、報告承認案件について、事務局から説明いたします。

事務局 まず、訂正のお詫びです。88ページの83号の「草野」を「早野」に訂正をお願いします。  
それでは、ご報告させていただきます。  
令和2年4月16日から、令和2年5月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を60件、5条取消願1件、農地バンクへの利用登録申請を1件受理いたしました。  
ご了承をお願いいたします。

議長 報告承認案件について、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ないようでございますので、以上で、報告承認案件は終了いたします。  
以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。この際、他に何かございませんか。  
無いようですので、以上で総会を閉じます。  
慎重審議、ありがとうございました。



## 8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第7号	農地法第3条第2項第5号の規定による「別段の面積」の設定について	原案承認
議案第8号	令和元年度西条市農業委員会事業報告について	原案承認
議案第9号	令和2年度西条市農業委員会事業計画（案）について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

## 9. 閉会の日時

令和2年6月5日 午後2時50分